平成２２年（フ）第８９７号
高知県吾川郡いの町西町168番地
債務者　楠瀬　美代
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０１号
高知市南久万18番地15
債務者　藤尾　嘉孝
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１２号
高知市瀬戸西町１丁目314番地２
債務者　古谷　信江
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１３号
高知県高岡郡日高村下分257番地２
債務者　松本　恵庸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１８号
高知市福井東町34番28号　モーメント福井Ｃ号
債務者　渡辺　邦美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７号
高知県室戸市羽根町乙2792番地
債務者　吉本　　弘
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
福岡県久留米市上津町1993番地１
債務者　堀川三枝子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８１号
福岡県田川郡川崎町大字田原111番地の２
債務者　青山　治幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２５５号
佐賀県伊万里市大坪町乙3871番地
債務者　古川　明美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙209番地１ソレジオＳ201
債務者　髙見　晴奈
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５９号
佐賀県伊万里市東山代町里898番地３
債務者　森内　美穂
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６０号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁318番地１
債務者　大串　弘樹
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６１号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5766番地１
債務者　井上　香織（旧姓蒲池）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７０号
佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1577番地
債務者　渋谷　広美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11565番地第１
債務者　大川内麻美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７４号
佐賀県武雄市北方町大字志久4343番地１
債務者　松江　要造
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2040番地１
13―４
債務者　梶原　良夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７２３号
大分市大字寒田449番地の16県営１Ｂ２―７
債務者　宮崎　浩臣
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６１号
宮崎県都城市吉之元町4788番地５、前住所宮崎県都城市豊満町1169番地３
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部